

## **答弁書の作成要領等**

- 1 裏面の記載例を参考に、同封した答弁書に必要事項を記載のうえ、提出期限までに提出してください（自分で作成する場合は、訴状（又は支払督促）に書いてある事実について、「間違いない事実」「違っている事実」「知らない事実」に分けて、記載例と同じような要領で作成してください。）。
- 2 答弁書を提出せず、かつ、口頭弁論期日に出頭しないと、原告の言い分どおりの判決がなされることがあります。
- 3 答弁書は同じものを2通作成し、1通を正本として裁判所に、もう1通を副本として相手方（代理人）に直接送付して下さい（ファクシミリ送信可）。なお、2通とも裁判所に提出することもできます。

## **送達場所等の届出について（記載例⑤欄について）**

- 1 裁判所からの書類を確実に受領できる場所を指定するものです（併せて書類の受取人を指定することもできます。）。

**この届出をされないと、この書面が届いた場所で今後の送達が行われることになり、現実に書類を受け取ることができなくても、受領したとみなされることがあります。**
- 2 届出後に送達場所等を変更すべき事情が生じたときは、速やかに送達場所等の変更の届出をしてください。

(記載例) ※A4の用紙に作成してください。

令和〇〇年(ワ)第1234号  
貸金請求事件  
原告 甲野太郎  
被告 乙野二郎

## 答 弁 書

【ペン又はボールペンで記入し、該当する□にチェックしてください。】

広島地方裁判所民事第〇部〇係 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (※作成日付)

会社の場合は、会社名・代表者名を記入し、代表者印を押してください。

氏 名 乙 野 二 朗 印 (※氏名・印)

( 綴 じ し ろ )

横側に3cm程度の綴じしろをとってください。

### ① 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

和解希望のときも、記載例のように記載してください。  
記載例以外の裁判を求める場合は、その旨記載してください。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

### ② 請求の原因について【訴状に記載されている「請求の原因」をよく読んで、事実はそのとおりなのか、事実と反する部分があるのかなどを記載してください。】

請求原因事実は、すべて間違いありません。

1 請求の原因記載の事実で、間違いなのは第1項及び第4項です。

2 請求の原因記載の事実で、違っているのは第3項(1)及び同(2)項です。

【違う理由をできる限り請求原因の項目ごとに分けて「被告の主張等」欄に記載してください。】

3 請求の原因記載の事実で、知らないのは第2項です。

### ③ 被告の主張等【あなたの言い分を記載してください。】

※和解を希望する場合、この欄に支払可能時期や金額等を記載してください。

(例) 令和〇〇年〇月から毎月〇日限り、〇〇〇〇円ずつ払いたい。

### ④ 被告の住所の表示【あなたの住所を記載してください。】

(〒730-0012) 広島市中区上八丁堀2番43号

電話(携帯)番号(082)228-0421 / FAX ( ) -

### ⑤ 送達場所の届出【あなたに対して、裁判所から書類を送る場合に、どこに宛てて送ってほしいか、ア～ウのいずれか1か所にチェックしてください。】

ア 前記④の住所に、私に宛てて送ってください。

イ 勤め先 会社名 \_\_\_\_\_

住所(〒 \_\_\_\_\_ )

ウ 次の場所 住所(〒 \_\_\_\_\_ )

ウの場合、次の者に宛てて送ってください。

送達受取人氏名( \_\_\_\_\_ ) 私との関係( \_\_\_\_\_ )

### ⑥ 添付書類【あなたの言い分を証明する書面があれば、そのコピーを2部添付して、書面の表題を記載してください。】

1. 預金通帳

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

※第1回口頭弁論期日(〇/〇)には  出頭する  出頭できない  
(理由: \_\_\_\_\_ )

## 訴訟代理人について

地方裁判所では、弁護士でなければ訴訟代理人になることができません。  
自分で訴訟手続をしないときは、なるべく早く弁護士に依頼してください。

なお、弁護士に相談や依頼をしたいものの、心当たりの弁護士がいない場合は、下記の「相談先一覧」を参照してください。

### 相 談 先 一 覧

#### ◎広島弁護士会

- ・法律相談センターひろしま（広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会館）  
電話番号：082-225-1600（要予約）  
予約受付：9時30分～16時  
相談日時：原則毎日 10時10分～16時25分

上記センターは広島弁護士会が運営しており、事前予約制で原則相談料が必要です。

また、同会が運営している同様の相談センターとして、

- ・ひがし広島法律相談センター（電話番号：082-421-0021）
  - ・広島北部巡回法律相談センター（電話番号：0120-969-214）
  - ・呉法律相談センター（電話番号：0120-969-214）
  - ・法律相談センター福山（電話番号：084-973-5900）
- があります。

#### ◎法テラス

法的なトラブルの解決に役立つ情報の提供を行う公的な機関として、日本司法支援センター（法テラス）があり、広島県には法テラス広島があります。

- 1 法テラス広島（広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1階）  
（資力の乏しい方を対象に、一定の要件のもと、弁護士による無料法律相談や弁護士費用の立替えを行っています。まずは、法律相談の予約をお取りください。）  
ウェブ予約または  
電話番号：0570-078352  
受付時間：平日 9時～17時  
（土日、祝日及び年末年始を除く。）
- 2 法テラスサポートダイヤル（法的なトラブルの解決に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。）  
受付時間：平日 9時～21時  
土曜 9時～17時（日曜、祝日及び年末年始を除く。）  
電話番号：0570-078374

令和 年 ( ) 第 号  
請求事件

原告  
被告

## 答 弁 書

【ペン又はボールペンで記入し、該当する□にチェックしてください。】

広島地方裁判所第 部 係 御中  
令和 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

### ① 請求の趣旨に対する答弁

### ② 請求の原因について【訴状に記載されている「請求の原因」をよく読んで、事実はそのとおりなのか、事実を反する部分があるのかなどを記載してください。】

請求原因事実は、すべて間違いありません。

1 請求の原因記載の事実で、間違いなのは第 \_\_\_\_\_ 項です。

2 請求の原因記載の事実で、違っているのは第 \_\_\_\_\_ 項です。

【違う理由をできる限り請求原因の項目ごとに分けて「被告の主張等」欄に記載してください。】

3 請求の原因記載の事実で、知らないのは第 \_\_\_\_\_ 項です。

### ② 被告の主張等【あなたの言い分を記載してください。】

別紙記載のとおり（別紙はこの答弁書に添付してください。）

### ③ 被告の住所の表示【あなたの住所を記載してください。】

(〒 \_\_\_\_\_ )

電話（携帯）番号 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_ / FAX ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_

### ⑤ 送達場所の届出【あなたに対して、裁判所から書類を送る場合に、どこに宛てて送ってほしいか、ア～ウのいずれか1か所にチェックしてください。】

ア 前記④の住所に、私に宛てて送ってください。

イ 勤め先 会社名 \_\_\_\_\_  
住 所 (〒 \_\_\_\_\_ )

ウ 次の場所 住 所 (〒 \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_ウの場合、次の者に宛てて送ってください

送達受取人氏名 ( \_\_\_\_\_ ) 私との関係 ( \_\_\_\_\_ )

### ⑥ 添付書類【あなたの言い分を証明する書面があれば、そのコピーを2部添付して、書面の表題を記載してください。】

1. \_\_\_\_\_ 2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_ 4. \_\_\_\_\_

※第1回口頭弁論期日 ( / ) には  出頭する  出頭できない

(理由 : \_\_\_\_\_ )

別紙

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----